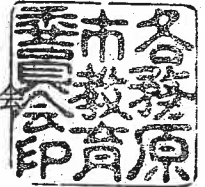


2各教整第7号

令和2年6月15日

各務原市特別支援学校建設基本構想・
基本計画策定委員会委員長 様

各務原市教育委員会



各務原市特別支援学校の整備について

各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会条例第2条の規定に基づき、諮問いたします。

記

現在各務原市には、知的障がいのある高等部生徒を対象にした市立各務原特別支援学校がありますが、肢体不自由等の障がいのある高等部生徒や、特別支援学校へ通うことが望ましい小・中学校の児童生徒を受け入れる特別支援学校はありません。

そのため、市外の特別支援学校へ通学する方も多く、長距離の移動が身体的・精神的に大きな負担となっております。また、市外への通学が困難なこと等から、市内小・中学校の特別支援学級に通われている方もおられます。

こうした背景から、高等学校を卒業するまでの一貫した特別支援教育を推進し、障がいのある児童生徒を支援していくため、新たに市立の特別支援学校を整備することと致しました。

つきましては、各務原市特別支援学校の建設に関する基本構想及び基本計画の策定にあたり、貴委員会の意見を求めますので、よろしくお願い申し上げます。